

# 荒川太郎右衛門地区自然再生事業

---

## 荒川の治水について

- 荒川水系工事実施基本計画（抜粋）
- 河川法・条文（抜粋）

平成 17 年 7 月 30 日

荒川上流河川事務所

# 荒川水系工事実施基本計画

平成4年4月

建設省河川局

## 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

荒川水系はその源を埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳に発し、大洞川、中津川、赤平川等を合わせ秩父盆地を東流し、埼玉県秩父郡寄居町において、武蔵野の西北端に達し、埼玉県中央部の平野を流下し、市野川、入間川等の支川を合わせ、東京都北区志茂町において隅田川を分派して、東京湾に注ぐ。

その流域は東京都及び埼玉県にまたがり、面積は 2,940km<sup>2</sup>におよび、関東地方における社会、経済、文化の基盤をなしている。したがって本水系の総合的な保全と利用はきわめて重要な意義をもつものである。

治水事業の沿革については、明治44年に下流改修計画を決定して岩淵における計画高水流量を 4,170m<sup>3</sup>/secとし、下流の洪水を防御することを目的として、荒川放水路を開削し、また、岩淵に洪水時における隅田川への流入流量を調節するため、岩淵水門を設置したほか舟航の便をはかるため隅田川水門、船堀水閘門、小名木川水閘門、小松川閘門等を設置し昭和6年に竣功した。しかしその後昭和16年および同22年等の大洪水では岩淵水門の附近等において計画高水位を大幅に上回ったので同26年から水位の上昇に対処して暫定的に低水路拡幅及び堤防のかさ上げを行ってきた。また大正7年から上流改修計画により河道の湾曲部並びに、入間川、及び新河岸川の合流部について新水路を開削して河道を整正するとともに、ほぼ全川にわたり、河道の中での遊水による調節効果を図るため、川幅の特に広大な区間を設けて、築堤を行い、さらに横堤を築造した。これら工事の大部分は昭和17年までに完成したが、その後、上流の吹上、熊谷附近の築堤工事等を行い、昭和29年に完成した。支川入間川については、上流改修計画により、一部の工事を実施したが、昭和18年から本格的に二次支川も含めて、築堤、護岸等を施行し河道を整正してきた。また本川上流部では昭和37年に二瀬ダムを建設し、さらに河口部では、昭和34年9月の伊勢湾台風による災害にかんがみ、東京湾の高潮対策計画がたてられ、これの一環として昭和36年から高潮堤防の築造が施行されている。その後昭和40年に一級水系の指定にともない荒川水系工事実施基本計画が定められたが、近年の出水状況並びに流域の開発状況等にかんがみ、計画を再検討し現計画を決定した。

河川の利用については、22,300haにおよぶ耕地のかんがいのための農業用水の補給、10箇所発電所による総量大出力42,500k.w.の電力供給並びに東

京都および埼玉県に対する上水道用水及び工業用水の供給が行われているほか、下流部においては舟航もさかんである。

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川工事の現状、砂防・治山工事の実施、水害発生状況及び河川の利用現況（水産資源の保護及び漁業を含む。）並びに河川環境の保全を考慮し、また関連地域における社会経済情勢の発展に即応するよう首都圏整備計画、利根川水系水資源開発基本計画、公害防止計画等との調節をはかり、かつ土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持を十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに次のように工事を実施するものとする。

保全に関しては埼玉県及び東京都の沿川主要地域を洪水から防御するため、上流部において既設の二瀬ダムの他滝沢ダム、浦山ダム等のダム群を建設し、さらに中流部における川幅の特に広大な部分を調節池化することにより、洪水調節を行い、下流の洪水を軽減するとともに、本川中下流部及び支川入間川等について掘削、しゅんせつ、築堤護岸等を行って、洪水の安全な流過をはかる。併せて、熊谷大橋から河口までの区間については、超過洪水対策として高規格堤防の整備を図る。また江東地区等を高潮から防御するため高潮堤防を築造するほか内水被害の著しい地域についての内水排除のための施設を設ける一方、河川環境の計画的な保全と整備を図る。

利用に関しては、沿川の既得用水の確保並びに東京都及び埼玉県における都市用水等の需要の増大に対処するため既設の二瀬ダムの他、滝沢ダム、浦山ダム等の多目的ダム群を建設して水資源を開発するものとし、利根川水系と合わせて広域的かつ合理的な利用の促進をはかる。

## 2. 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項

### (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項

基本高水のピーク流量は荒川上流域の降雨及び出水特性を解析した結果、基準地点岩淵において $14,800\text{ m}^3/\text{sec}$ とし、このうち二瀬ダム、滝沢ダム、浦山ダム等を含む上流ダム群および中流部の川幅の特に広大な部分に設置する調節池群（第一調節池～第五調節池）により $7,800\text{ m}^3/\text{sec}$ を調節し河道への配分流量を $7,000\text{ m}^3/\text{sec}$ とする。

基本高水のピーク流量等一覧表

(単位：m<sup>3</sup>/sec)

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	ダム等による調節量	河道への配分流量
荒川	岩淵	14,800	7,800	7,000

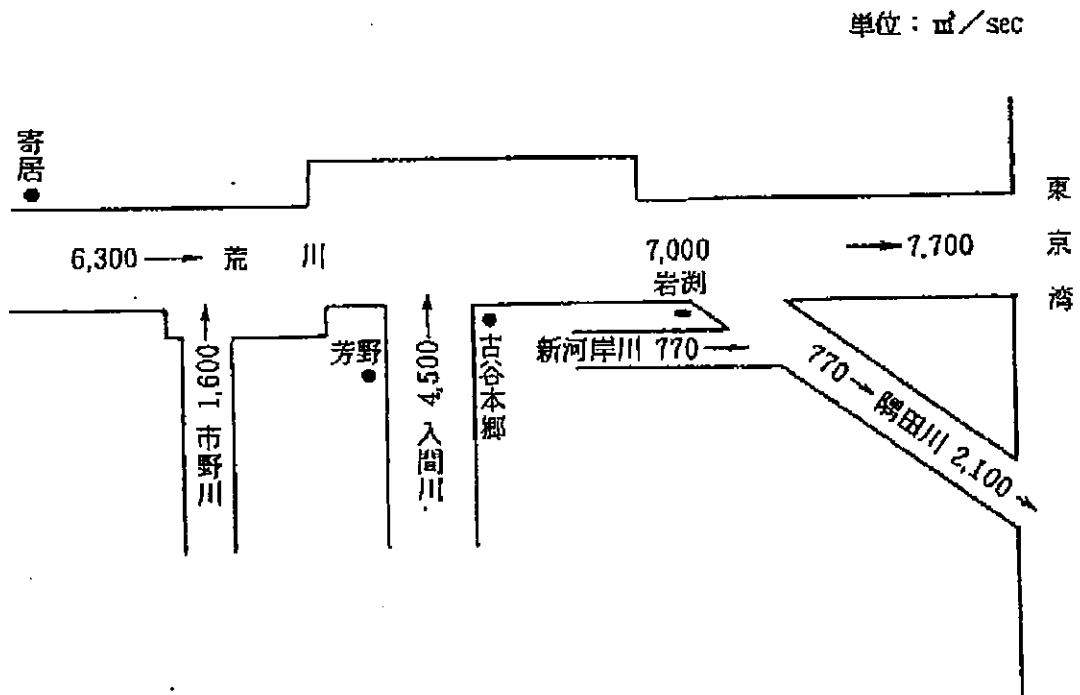
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

(イ) 荒川

計画高水流量は寄居において 6,300m<sup>3</sup>/secとし古谷本郷で支川入間川の流量を合わせ、中流部調節池において洪水調節して、岩淵において、7,000m<sup>3</sup>/secとする。

派川隅田川の計画高水流量は荒川本川からの分派量を 0 m<sup>3</sup>/secとし、新河岸川、石神井川、神田川等の支川の流量を合わせ河口において 2,100m<sup>3</sup>/secとする。

荒川計画高水流量図



(ロ) 入間川

計画高水流量は、支川越辺川合流前において、2,000m<sup>3</sup>/secとし越辺

であるが下水道の整備や排水規制等とあいまって水質の環境基準の目標を達成させるとともに流水の正常な機能を維持するための流量としておおむね 5 m<sup>3</sup>/secを確保し、さらに調査検討のうえ決定するものとする。

## 河川法条文（抜粋）

（平成9年改正前）

### （工事实施基本計画）

**第16条** 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川工事の実施についての基本となるべき事項（以下「工事实施基本計画」という）を定めておかなければならない。

- 2 工事实施基本計画は、水害発生状況並びに水資源の利用の現況及び開発を考慮し、かつ国土総合開発計画との調整を図って、政令で定める準則に従い、水系ごとに、その水系に係わる河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。
- 3 河川管理者は工事实施基本計画を定めるに当たっては、降雨量、地形、地質その他の事業によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。
- 4 建設大臣は、工事实施基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、河川審議会の意見をきかなければならない。

(平成9年改正後)

**(河川整備基本方針)**

**第16条** 河川管理者は、その管理する河川について計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という）を定めておかなければならない。

2 河川整備基本方針は、水害発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ国土総合開発計画および環境基本計画との調整を図って、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。

5 河川管理者は、河川整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。



**【政令】**

**(河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則)**

**第10条** 河川整備基本方針及び河川整備計画は、次に定めるところにより作成しなければならない。

- 1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項については、過去の主要な洪水、高潮等及びこれらによる災害の発生の状況並びに災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮すること。
- 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項については、流水の占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等を総合的に考慮すること。
- 3 河川環境の整備と保全に関する事項については、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮すること。

**(河川整備基本方針に定める事項)**

**第10条の2** 河川整備基本方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 2 河川の整備の基本となるべき事項
  - イ 基本高水（洪水防御に関する計画の基本となる洪水をいう。）並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項
  - ロ 主要な地点における計画高水流量に関する事項
  - ハ 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
  - ニ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

**(河川整備計画)**

**第 16 条の 2** 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画(以下「河川整備計画」という。)を定めておかなければならない。

- 2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるように特に配慮しなければならない。
- 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 6 河川管理者は河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

**【政令】**

**(河川整備計画に定める事項)**

**第 10 条の 3** 河川整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 河川整備計画の目標に関する事項
- 2 河川の整備の実施に関する事項
  - イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
  - ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

附則

(河川整備基本方針及び河川整備計画に関する経過措置)

**第2条** この法律の施行の日以後この法律による改正後の河川法（以下「新法」という。）

第16条第1項の規程に基づき当該河川について河川整備基本方針が定められるまでの間においては、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の河川法（以下「旧法」という。）第16条第1項の規定に基づき当該河川について定められている工事実施基本計画の一部を、政令で定めるところにより、新法第16条第1項の規定に基づき当該河川について定められた河川整備基本方針とみなす。

2 この法律の施行の日以後新法第16条の2第1項の規定に基づき当該河川の区間について河川整備計画が定められるまでの間においては、この法律の施行の際現に旧法第16条第1項の規定に基づき当該河川について定められている工事実施基本計画の一部を、政令で定めるところにより、新法第16条の2第1項の規定に基づき当該河川の区間について定められた河川整備計画とみなす。